

| 件数 | 災害の状況 | 傷病名 | 加療内容 | 認定委員会の意見 |
|----|--------|---------------|------|--------------------|
| 1 | 業務中の事故 | 右足関節靭帯損傷 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 2 | 業務中の事故 | 左第7肋骨骨折・左手打撲傷 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 3 | 業務中の事故 | 右中指中節骨骨折 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 4 | 業務中の事故 | 左膝外側半月板損傷 | 入院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 5 | 業務中の事故 | 右足関節外果剥離骨折 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 6 | 業務中の事故 | 第3腰椎圧迫骨折 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 7 | 業務中の事故 | 右示指動物咬創 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 8 | 業務中の事故 | 左前腕筋挫傷 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 9 | 業務中の事故 | 左橈骨頭骨折 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 10 | 業務中の事故 | 左足Ⅱ度熱傷 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |
| 11 | 業務中の事故 | 右側頭部切創 | 通院加療 | 公務災害と認定することが適当である。 |